

指定避難所等における新型コロナウイルス感染対策方針

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されている状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要となる。

そこで、具体的な対応策をあらかじめ定め、災害発生時に避難を要する市民の安全・安心の確保を図るものとする。

2 住民への事前周知

(1) 避難所の過密状態防止

- ・水害の場合は、ハザードマップを周知し、自宅周辺の状況を確認したうえで、自宅での垂直避難を促し、避難場所への密集化を回避する。
- ・可能な場合は、親戚や友人、知人の家等への避難の検討を周知する。
- ・地震発生に備えた家庭内対策を周知する。（耐震補強や家具固定、感震ブレーカー設置など）

(2) 家庭内備蓄や非常持出品の備えに関する啓発

- ・避難者のマスクや手洗い用消毒液など個人で使用するものは、避難者自らが準備するよう啓発する。

3 避難所での具体的な対応策

避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延を想定し、避難所の開設にあたって必要な対策を講じる。

(1) 避難スペースの確保

- ・発災時には、可能な範囲で多くの避難所を開設する。
- ・指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保し、避難者同士は対面とならないよう配慮する。
- ・要配慮者用のスペースを確保し、感染が疑われる方の避難スペースとは十分に距離をとる。

(2) 避難所内衛生環境の確保

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、消毒液を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に感染症対策チラシを掲示する。
- ・避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持

するための備蓄品を積極的に活用する。

- ・手指用消毒液を受付及びトイレ前に設置する。

(3)感染対策の徹底

- ・原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。
- ・こまめな手洗い、うがい、咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底する。
- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
- ・タオル・食器等については共用を禁止し、使い捨ての使用を基本とする。

(4)避難者の健康管理の徹底

- ・避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」により健康管理する。
- ・体調不良者の早期発見に努め、他の避難所への移動や救護所、医療機関への引き渡しなど、適切な処置を講じる。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に感染症対策チラシを掲示する。

(5)感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関に連絡し、検査の調整をする。
- ・やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレ、手洗所を確保し、動線を一般避難者とは別にする。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーティションにより区切る等の工夫をする。

(6)避難所等において避難者が感染症を発症した場合の早期対応

- ・避難所内で新型コロナウイルス感染症を発症した場合、保健所と連携し、避難所から専門医療機関への移動など、適切な対応の上、他の避難者への感染を防ぐ。
- ・利用通路、室内等のアルコール・次亜塩素酸ナトリウムによるふき取り消毒を実施する。

※連絡先※

- ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター
0570-783-770（24時間受付）
- ・草加保健所
048-925-1551（平日：午前8時30分から午後5時15分まで）